



® 平成 30 年 3 月 22 日 (木)

No. 14652 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 目次

☆『造形デザイン』の知財判決紹介(19)

一部分意匠の類否判断 ..... (1)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版) ..... (11)

# 『造形デザイン』の知財判決紹介(19)

## 一部分意匠の類否判断

〔植木鉢〕意匠権侵害差止請求事件

①大阪地判平成29年5月18日平成28年(ワ)第7185号

②大阪高判平成29年11月9日平成29年(ネ)第1627号

京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

### 【事案の概要】

本件は、意匠に係る物品を植木鉢とする本件意匠権を有する原告(控訴人)が、被告(被控訴人)による被告製品の製造販売行為が本件意匠権の侵害となると主張して、被控訴人に対し、意匠法37条1項に基づき、被告製品の製造、譲渡、譲渡の申出の差

止め、同条2項に基づき、被告製品の廃棄を求めた事案である。地裁は、被告製品意匠は本件意匠と類似せず、本件意匠権を侵害しないと、高裁も同様の理由で原告(控訴人)の控訴を棄却した。

本件意匠は、「植木鉢」の部分意匠であり、部分意匠の認定、及び、部分意匠の意匠権の効力について



INTELLECTUAL PROPERTY LAW

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

TOKYO WTC HARAKENZO  
45th Anniversary in 2021

会長 弁理士: 原 謙三

所長 弁理士: 福井 清

副所長 弁理士: 黒田 敏朗

副所長 弁理士: 今野 信二

副所長 弁理士: 藤田 けんじろう

副所長 弁理士: 長谷川 和哉

### 『名古屋事務所』開設のご案内

弊所は、名古屋駅南側の新街区「ささしまライブ24」(名古屋市中村区)に位置する中核の複合施設「グローバルゲート」に、『特許業務法人HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK 名古屋事務所』を開設し、2018年3月より業務を開始いたしました。これからは、「東京本部」、「名古屋事務所」、「大阪本部」、「広島事務所」の四拠点相互に緊密連携をとりながら、先進的でユニークな高度の「知的財産リーガル・サービス」を提供して参ります。

東京本部 〒105-6121 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル21階

TEL:03-3433-5810 FAX:03-3433-5281 [iplaw-tyk@harakenzo.com](mailto:iplaw-tyk@harakenzo.com)

大阪本部 〒530-0041 大阪市北区天神橋2-北2-6 大和南森町ビル

TEL:06-6351-4384 FAX:06-6351-5664 [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

広島事務所 〒730-0032 広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階

TEL:082-545-3680 FAX:082-243-4130 [iplaw-hsm@harakenzo.com](mailto:iplaw-hsm@harakenzo.com)

名古屋事務所 〒453-6109 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート9階

TEL:052-589-2581 FAX:052-589-2582 [iplaw-ngy@harakenzo.com](mailto:iplaw-ngy@harakenzo.com)

当事務所のホームページ <http://www.harakenzo.com>

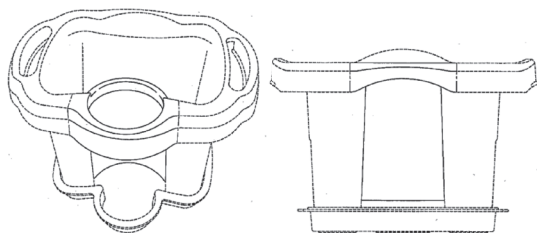
最新のIP情報を掲載中(随時更新)

〈総勢約250名〉

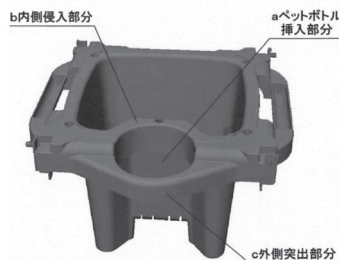
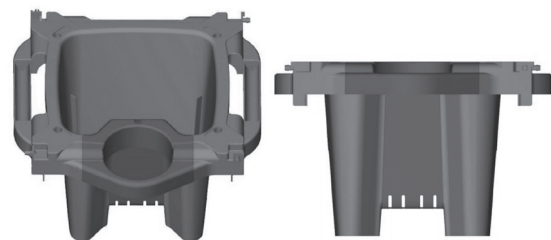
参考になる事例である。

高裁は、「その理由は、次のとおり原判決を補正し、当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」の…とおりであるから、これを引用する。」としているので、以下【要旨】では、地裁の説示も引用して紹介する。

#### 【本件意匠 (意匠登録1244149号)】



#### 【被告意匠】



#### 【要旨】 (アンダーラインは筆者)

##### 第3 当裁判所の判断

1…原判決「事実及び理由」の第3の1から第3の4まで (原判決10頁5行目から15頁11行目まで) に記載されたとおりであるから、これを引用する。

「1 登録意匠とそれ以外の意匠との類否の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされており (意匠法24条2項)、この類否の判断は、両意匠を全体的に観察することを要するが、意匠に係る物品の用途、使用態様、更には公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、当該意匠に係る物品の看者となる需要者が視覚を通じて注意を惹きやすい部分を把握し、

この部分を中心に対比した上で、両意匠が全体的な美感を共通にするか否かによって類否を決するのが相当であると解される。

##### 2 本件意匠及び被告意匠

添付公報、甲5及び6並びに弁論の全趣旨によれば、本件意匠は、別紙「本件意匠の形状」の「裁判所の認定」欄記載の、被告意匠は、別紙「被告意匠の形状」の「裁判所の認定」欄記載のとおりであると認められる。なお、被控訴人は、背面図と参考斜視図における外側枠体部の高さの比率が一致しないことを理由に、本件意匠が特定されていないと主張する。しかし、背面図における外側枠体部の形状は、右側面図、B-B断面図と整合しており、外側枠体部の形状を客観的に再現することができる。参考斜視図は、背面の斜め上から斜視図であるため、外側枠体部の高さの比率が図面に正確に反映されなかったものと思われるが、本件意匠の特定を欠くものではない。

##### 3 本件意匠の要部

###### (1) 本件意匠に係る物品である植木鉢の用途、使用態様等

本件意匠に係る植木鉢は、給水用のボトルを倒立状態で保持するための保持孔が背面側のフランジ部に形成されたものである。(甲4)

そして、本件意匠に係る植木鉢が、主として、学童向けのあさがお等の育成に用いられるものであることからすれば、本件物品の需要者は、学童あるいは初等教育機関の教員であるといえる。これらの需要者は、植物の世話をしたり、給水用の容器であるペットボトル等を入れ替えたりすることから、植木鉢を背面の斜め上から見下ろすことになるため、本件意匠においては、その上部に主として注目するものと考えられる。

###### (2) 公知意匠

乙3公報ないし乙10公報には、本件意匠の登録出願前に、植木鉢へ給水するための給水容器、給水容器のホルダー、給水容器の保持具等として、給水容器挿入用の円形孔部を形成したもの